

明治三十五年三月廿日

書記官

書記官長

秘書官



朝鮮總督府官制中改正、件審査

報告

證了今回而諮詢、朝鮮總督府官制

中改正、件ヲ審査スルニ本案ハ今般

朝鮮法智府所屬諸官當ノ官制ヲ改

廢スルト共ニ同法智府官制中ニ改正ヲ

加ヘムトスルモノニシテ其要矣ハ法務部

ヲ廢止シテ改メ之、屬ニ事務ヲ官房ニ

移シ官房ニ法務及外事及土木

及ヲ置キ法務及改メ人事及會計

朝鮮法智府

及今般等ノ廢止スル、印刷及、屬ニ

事務ヲ土木及改メ、度支部内務部

及會計及、屬ニ土木事務ヲ並置セシメ

柳 密 院

又政ニ農高三部、在ハ延産与及高工
与、以、イ、農林与及延産与ト方ニ又今般
朝鮮法智行五洞与ラニ廢止スル、付、
政、之、偏、ニ、新、交、田、墾、洞、查、事、部、ハ、法、智、
府、冬、事、之、臣、ヲ、コ、ト、ス、シ、テ、
又

政、朝鮮法智行通信官署、原ニハ
所在附屬洞使所、之ヲ法智府内務部、
属セシムルコトトシ且ツ法智部、廢止、併ニ
長官ヲ減員シ、所屬諸官署、事勞ヲ
法智府ニ移轉スル^{事ノ}大ノ職費、但替ヲ

區 落 完

方サリトニルモノニシテ別ニ其障ノ矣ルヲ認メ

ス申シテ供可決セラルルモノト思召ス

右證ヲ審査、結果ヲ報告ス

三月廿日

書記官

海部

明治四十二年三月二十一日

書記官長

主筆書記官

書記官

沖繩縣ニ衆議院議員選挙法施行ノ件及
沖繩縣ニ於テニ衆議院議員選挙人名簿調製
ノ件ニ付審査結果

議テ今回申請ノ沖繩縣ニ衆議院議員選挙法
施行ノ件外一付ヲ審査スルニ現行衆議院議員選挙